

名古屋市道路管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第86号

名古屋市道路管理規則の一部を改正する規則

名古屋市道路管理規則（昭和45年名古屋市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 3 条」を「この規則第 3 条」に改め、「（第 1 号様式の 2）」を削る。

第10条中「（第 2 号様式又は第 4 号様式）」を削る。

第12条第 1 項を次のように改める。

道路占用者は、善良な管理者の注意をもって、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないように、占用物件の維持管理をしなければならない。

第13条を次のように改める。

（占用許可の表示）

第13条 道路占用者は、占用物件が道路法施行令（昭和27年政令第 479 号）第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるときは、道路の占用許可の期間中、道路占用許可標識を表示しなければならない。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第20条中「道路占用者等」を「道路占用者又は法第24条の規定による承認を受けた者（以下「道路占用者等」という。）」に改める。

第22条ただし書中「第16条第2項」を「第27条第3項」に改める。

第27条の見出しを「（届出事項等）」に改め、同条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「変更届（第13号様式）」を「書面」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 道路の占用又は承認工事の施行を廃止した場合

第27条第1項に次の1号を加える。

(5) 占用工事又は承認工事が完了した場合

第27条第2項中「変更届」を「同項の規定による届出」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第5号の届出をした者は、市長の検査を受けなければならない。

第28条中「書類」の次に「（第7条第2項に規定する道路占用許可申請書その他市長が定めるものを除く。）」を加える。

第1号様式備考を同様式備考第1項とし、同様式備考に次の1項を加える。

2 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

第1号様式の2を削る。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式 削除

第3号様式備考に次の1項を加える。

3 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式 削除

第8号様式から第13号様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第27条第1項の改正規定（「一に」を「いずれかに」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市道路管理規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届は、この規則による改正後の名古屋市道路管理規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている承認書等は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に道路の占用の許可を受けている者が旧規則の規定に基づいて表示する道路占用許可標識は、新規則の規定に基づいて表示する道路占用許可標識とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。